

<<<新旧対照表>>>

○大田区障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱

新	旧
<p>大田区障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱 平成28年11月25日28福障発第13592号 改正 平成29年8月17日29福障発第12086号 福祉部長決定 改正 平成31年3月4日30福障発第14958号 福祉部長決定 改正 令和4年1月13日3福障発第13741号 福祉部長決定</p> <p>第1条から第2条 省略 (構成) 第3条 協議会の委員は、大田区障がい者施策推進会議委員(大田区障がい者施策推進会議設置要綱(平成28年1月21日付け27福障発第14440号区長決定)第3条に規定する委員をいう。以下同じ。)及び障がい福祉に携わる機関等から推薦を受けた区内在住の障がい者をもって構成する。 2 区内在住の障がい者は原則3名で構成する。 3 前項の規定に関わらず、区長が必要と認める場合は、人数を変更することができる。 4 委員は、区長が委嘱する。 (任期) 第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度末までとする。ただし、任期期間途中から委嘱を受けた委員の任期期間は、委嘱の日からその満了の日までとする。 2 委員が任期中に辞任した時は、後任の委員を置くことができる。ただし、後任者の任期は、前任者の任期とする。 3 前2項の場合において、委員は、再任することができる。 4 再任は原則1回までとする。ただし、区長が必要と認める場合は、その限りではない。 第5条～第12条 省略 この要綱は、決定の日から施行する。 付 則 (平成29年8月17日29福障発第12086号福祉部長決定)</p>	<p>大田区障がい者差別解消支援地域協議会設置要綱 平成28年11月25日28福障発13592号 改正 平成29年8月17日29福障発第12086号 福祉部長決定 改正 平成31年3月4日30福障発14958号 福祉部長決定</p> <p>第1条から第2条 省略 (構成員等) 第3条 協議会の委員は、大田区障がい者施策推進会議委員(大田区障がい者施策推進会議設置要綱(平成28年1月21日付け27福障発第14440号区長決定)第3条に規定する委員をいう。以下同じ。)及び区内在住の障がい者をもって構成する。 2 委員は、区長が委嘱する。 3 委員の任期は、委嘱の日から大田区障がい者施策推進会議の任期の末日までとする。ただし、再任を妨げない。 4 委員が任期中に辞任した時は、補欠の委員を置くことができる。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 第4条～第12条 省略 この要綱は、決定の日から施行する。 付 則 (平成29年8月17日29福障発第12086号福祉部長決定)</p>

新	旧
<p>この要綱は、決定の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成31年3月4日30福障発第14958号 福祉部長決定)</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p><u>付 則 (令和4年1月13日3福障発第13741号福 祉部長決定)</u></p> <p><u>この要綱は、決定の日から施行する。</u></p>	<p>この要綱は、決定の日から施行する。</p> <p>付 則 (平成31年3月4日30福障発第14958号 福祉部長決定)</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p>